

第145期

定時株主総会 招集ご通知

証券コード 8416



株式会社高知銀行
THE BANK OF KOCHI, LTD.



日 時

2025年6月25日(水曜日) 午前10時



場 所

高知市堺町2番24号 当行本店5階ホール



議 案

第1号議案 ▶ 剰余金処分の件

第2号議案 ▶ 取締役8名選任の件

○お土産およびお茶のご用意はございません。
何卒ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。



郷土高知を照らす太陽と、「熱意」の姿勢を赤に、
穏やかにそびえる山々と、「調和」への願いを緑に、
躍る黒潮と、「誠実」の精神を青にたとえて。

高知銀行のシンボルマークは「ビビッドK」。
右上の赤は地域の皆さまを、
右下の緑は地元企業の皆さまを、
そして、それぞれのニーズを受け止める
高知銀行を左の青で表しています。

ごあいさつ

平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、第145期定時株主総会を2025年6月25日（水曜日）に開催いたしますので、本招集ご通知をお届けいたします。

当行は、2024年度よりスタートさせた中期経営計画『地域とこうぎんの「みらい」第Ⅰ期：展望の共有』に掲げた「地域のわくわくが集まる次世代ターミナル」の実現に向けて、“face to face”によるきめ細やかな対応を大切にした「真っ先に相談したい」と思っただけの銀行を目指すとともに、気候変動問題への積極的な取り組みを通じて、地域金融機関としての責務を果たすべく、全役職員が一丸となって取り組んでいるところでございます。

引き続き、「ベスト・リージョナル・コラボレーション・バンク」として地域の発展に向けて、地域金融機関としての役割を的確に発揮し、サステナブルな地域社会の実現に貢献してまいり所存でございますので、今後とも変わらぬご愛顧とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役
取締役頭取

海治勝彦



経営理念

熱意

高知銀行は、限らない熱意をもって、地域の発展と暮らしの向上に貢献します。

調和

高知銀行は、調和のとれた経営をもって、お客さまの信頼に応えます。

誠実

高知銀行は、創意と誠実をもって、お客さまに奉仕します。

目次

ごあいさつ	1
-------------	---

第145期定時株主総会招集ご通知	3
------------------------	---

議決権行使について	5
-----------------	---

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件	7
---------------------	---

第2号議案 取締役8名選任の件	8
-----------------------	---

事業報告

1. 当行の現況に関する事項	18
2. 会社役員(取締役および監査役)に関する事項	25
3. 社外役員に関する事項	31
4. 当行の株式に関する事項	33
5. 会計監査人に関する事項	35
6. 財務および事業の方針の決定を支配する者の 在り方に関する基本方針	35

計算書類・連結計算書類	37
-------------------	----

監査報告書	41
-------------	----

株 主 各 位

証券コード8416
2025年6月6日
(電子提供措置の開始日 2025年5月28日)

高 知 市 堺 町 2 番 2 4 号
株式会社高知銀行
取締役頭取 海 治 勝 彦

第145期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当行第145期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、以下のインターネット上の各ウェブサイトに掲載しておりますので、お手数ながらいずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当行ウェブサイト 株主総会情報	https://www.kochi-bank.co.jp/inv/soukai_info/	
東証ウェブサイト 東証上場会社情報サービス	https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show	

東証ウェブサイトでは、「銘柄名（会社名）」に「高知銀行」または「コード」に証券コード「8416」にて検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面（郵送）またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいませ、「議決権行使について」（5頁）に沿って、2025年6月24日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

日 時	2025年6月25日（水曜日）午前10時
場 所	高知市堺町2番24号 当行本店5階ホール
目的事項	報告事項 1. 第145期（2024年4月1日から2025年3月31日まで） 事業報告および計算書類報告の件 2. 第145期（2024年4月1日から2025年3月31日まで） 連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役8名選任の件

以 上

- ◎ 電子提供措置事項のうち、以下の事項につきましては、法令および当行定款の定めにより、上記のウェブサイトに掲載しておりますので、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。
- ①事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」「業務の適正を確保する体制」
 - ②計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
 - ③連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- なお、これらの事項は、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した事業報告、計算書類および連結計算書類に含まれております。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト等に掲載することによりお知らせいたします。

議決権行使について



株主総会ご出席の場合

当日ご出席の際は、本招集ご通知をご持参いただくとともに、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2025年 6 月25日（水曜日）午前10時

場 所 高知市堺町 2 番24号 当行本店 5 階ホール

● 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主さまに委任する場合には限られます。なお、代理人は 1 名とさせていただきます。



郵送による議決権行使の場合

本株主総会にご出席されず、郵送による議決権行使をされる場合は、「議決権行使書」に各議案に対する賛否について、以下をご参考にご記入のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。（切手の貼付は不要です。）

行使期限 2025年 6 月24日（火曜日）午後 5 時30分到着分まで

議決権行使書のご記入方法のご案内

議決権行使書

株式会社 高知銀行 御中 株主番号

私は、2025年 6 月25日開催の発行第145期定時株主総会（議決権または総会を含む）の各議案につき、右記「賛否を○印で表示」のとおり議決権を行使します。

2025年 6 月 日

各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取扱います。

株式会社 高知銀行

議決権行使回数

議案	第1号議案	第2号議案	（注）
賛否表示欄	賛	賛	（反対）
	否	否	

お 願 い

- 株主総会にご出席願えない場合は、この議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2025年 6 月24日午後5時30分までに到着するように返送ください。
- 第2号議案の賛否をご表示の際、一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、「株主総会参考書類」に記載の当該候補者の番号をご記入ください。
- 賛否のご表示は、黒色のボールペンにより、はっきりと○印をご記入ください。
- 議決権をインターネットで行使される場合、下のQRコードをスマートフォンで読取るか、裏面記載のウェブサイトにてアクセスし2025年 6 月24日午後5時30分までにご行使ください。この場合、議決権行使書を返送される必要はありません。

インターネットと書面両方で議決権行使された場合は、インターネットを有効とします。株主総会にご出席の際は、この用紙の右折を切離さずそのまま会場受付にご提出ください。

株式会社 高知銀行

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

各議案につき賛否の表示をされない場合は、「賛」の表示があったものとして取り扱うこととさせていただきます。



インターネット等による議決権行使の場合

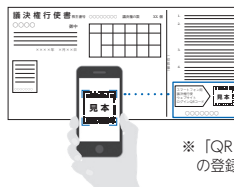
本株主総会にご出席されず、インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ以下の事項をご確認のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

行使期限 2025年6月24日（火曜日）午後5時30分入力完了分まで

①QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1** 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

※議決権行使書用紙はイメージです。

- 2** 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記②に従って、再度議決権行使をお願いいたします。

QRコードを再度読み取っていただくと、②の議決権行使ウェブサイトへ遷移します。

②議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト **ウェブ行使**
<https://www.web54.net>

- 1** 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2** 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3** 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4** 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

- ・プロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- ・インターネット等と郵送の双方で議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。また、インターネット等により、複数回議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

パソコン・スマートフォンの
操作方法に関するお問い合わせ先

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

0120(652)031 (受付時間 9:00～21:00)

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

第 1 号議案

剰余金処分の件

当行は、安定的な経営基盤の確保と健全な財務体質への強化を図るとともに、フローの利益とストックの内部留保に応じ、弾力的に配当金をお支払いする方針としております。

なお、第 2 種優先株式につきましては、所定の配当金とさせていただくものであります。

第145期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1 配当財産の種類	金銭
2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当行普通株式 1 株につき 金15円 配当総額 152,498,145円 当行第 2 種優先株式 1 株につき 金87円50銭 配当総額 59,500,000円 中間配当金を含めた年間配当金 当行普通株式 1 株につき 金25円 当行第 2 種優先株式 1 株につき . . . 金175円
3 剰余金の配当が効力を生じる日	2025年 6 月26日

第2号議案

取締役8名選任の件

取締役全員（9名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名（うち社外取締役3名）の選任をお願いしたいと存じます。

各候補者につきましては、銀行業務に精通するなど、その知識および経験から銀行の経営を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であり、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者いたしました。

なお、取締役候補者の選任につきましては、独立役員が過半数を占める「指名報酬委員会」において、取締役の選任方針に基づいた適切な指名手続を経ているとともに、取締役会の実効性確保等の観点から各候補者の見識や資質等を慎重に検討し、同委員会より、当行の取締役として適任であるとの提言を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号		氏 名		現在の当行における地位	取締役会への出席状況 (当事業年度)	取締役 在任期間
1	再任	うみ じ かつ ひこ 海 治 勝 彦	男性	取締役頭取	17回／17回 (100%)	11年
2	再任	かわ い ゆう こ 河 合 祐 子 (現 姓：山 田)	女性	取締役副頭取	16回／17回 (94%)	2年
3	再任	よし むら たか ひろ 吉 村 卓 浩	男性	常務取締役	17回／17回 (100%)	3年
4	再任	ふか み ひで はる 深 見 英 治	男性	常務取締役	17回／17回 (100%)	2年
5	新任	てら かわ とも ふみ 寺 川 智 文	男性	上席執行役員	—	—
6	新任	いし だ え み 石 田 恵 美 (現 姓：矢 の 野)	女性	—	—	—
7	新任	え とう きみ ひろ 衛 藤 公 洋	男性	—	—	—
8	新任	まつ お しん じ 松 尾 晋 次	男性	—	—	—

- (注) 1. 上記取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当行定款第21条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議を1回行っております。
2. 取締役在任年数は、本株主総会終結時の年数を記載しております。

株主総会参考書類

候補者 番号	1	うみ じ かつ ひこ 海 治 勝 彦 (1960年7月24日生)	再任	男性	取締役会への出席回数	17回／17回 (100%)
					取締役在任年数	11年 (本株主総会終結時)
					当行株式所有数	普通株式 5,935株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年 4月	当行入行	2014年 6月	当行取締役経営統括部長兼コンプライアンス統括部長委嘱
2004年 4月	当行融資統括部主任業務役	2014年 9月	当行取締役経営統括部長委嘱
2006年 1月	当行経営統括部主任業務役	2016年 4月	当行取締役経営統括部長兼コンプライアンス統括部長委嘱
2007年 4月	当行経営統括部グループ長	2017年 4月	当行常務取締役
2011年 4月	当行東京支店長	2021年 6月	当行取締役頭取
2013年 5月	当行経営統括部部付部長	2024年 4月	当行取締役頭取営業本部長委嘱
2014年 4月	当行コンプライアンス統括部長兼経営統括部部付部長		営業本部担当 (現任)

取締役候補者の選任理由

海治勝彦氏は、融資統括部主任業務役、東京支店長、経営統括部長、コンプライアンス統括部長等を歴任する等、豊富な業務経験を有しており、取締役頭取就任後も経営・業務の改革を実践し、当行のコーポレート・ガバナンス向上に大きく貢献しております。これらの経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるほか、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識を備えていること、また社会的信用も十分であることから、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現のために適切な人材として引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者 番号	2	かわ い ゆう こ 河 合 祐 子 (現姓：山田) (1964年8月22日生)	再任	女性	取締役会への出席回数	16回／17回 (94%)
					取締役在任年数	2年 (本株主総会終結時)
					当行株式所有数	普通株式 1,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年 4月	ケミカル銀行/J P モルガン銀行グループ入社	2017年 3月	日本銀行決済機構局審議役FinTechセンター長
1993年 5月	ペンシルバニア大学ウォートン校にてMBA (経営学修士) 取得	2018年 3月	日本銀行欧州統括役兼ロンドン事務所長
2001年 6月	R P テック株式会社入社	2020年 11月	Japan Digital Design株式会社入社
2003年 3月	日本銀行入行	2021年 3月	Japan Digital Design株式会社代表取締役CEO
2011年 7月	日本銀行香港事務所長	2022年 9月	株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ経営企画部部長
2013年 6月	日本銀行金融市場局為替課長		株式会社三菱UFJ銀行経営企画部部長
2014年 9月	日本銀行高知支店長	2023年 7月	当行取締役副頭取
2016年 6月	日本銀行金融機構局上席考査役		ITイノベーション部・部店サポート部・市場金融部担当 (現任)

取締役候補者の選任理由

河合祐子氏は、外国銀行にて為替、トレーディング業務およびデリバティブ等の組成に従事する他、ペンシルバニア大学にてMBA (経営学修士) を取得。その後国内でも市場、金融業務のコンサルタント会社に勤務し、2003年以降は日本銀行、Japan Digital Design株式会社、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループおよび株式会社三菱UFJ銀行の要職を歴任する等、金融・市場等に対する極めて専門的かつグローバルな経験および知識と、金融経済情勢ならびにITシステムに対する高い知見を有しており、取締役副頭取就任後は当行のコーポレート・ガバナンス向上に向けて職務・職責を果たしております。これらの経験や知見に加え、女性ならではの視点を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるほか、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識を備えていること、また社会的信用も十分であることから、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現のために適切な人材として引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番

3

よしむらたかひろ

吉村卓浩

(1964年9月30日生)

再任

男性

取締役会への出席回数

17回／17回（100％）

取締役在任年数

3年（本株主総会終結時）

当行株式所有数

普通株式 2,900株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年 4 月	当行入行	2021年 6 月	当行上席執行役員事務システム部長委嘱
2007年 6 月	当行佐川支店長	2022年 4 月	当行上席執行役員営業本部長委嘱
2010年 7 月	当行経営統括部主任業務役	2022年 6 月	当行常務取締役営業本部長兼営業企画部長委嘱
2013年 5 月	当行経営統括部副部長	2023年 4 月	当行常務取締役営業本部長委嘱
2017年 4 月	当行経営統括部長	2024年 4 月	当行常務取締役
2019年 4 月	当行執行役員経営統括部長委嘱		経営統括部・コンプライアンス統括部担当（現任）
2020年 4 月	当行執行役員事務システム部長委嘱		

取締役候補者の選任理由

吉村卓浩氏は、経営統括部において当行の課題や経営環境等を踏まえた、中期経営計画、経営強化計画など重点施策の作成、実行、進捗管理に尽力するなど、経営管理能力に優れた人材であるほか、営業店長、事務システム部長を歴任するなど、広範な経験を有しております。常務取締役就任後も当行のコーポレート・ガバナンス向上に向けて職務・職責を適切に果たしており、その経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるものであります。

これらの要素を踏まえたうえで、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識を備えていること、また社会的信用も十分であることから引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番

4

ふかみひではる

深見英治

(1964年4月1日生)

再任

男性

取締役会への出席回数

17回／17回（100％）

取締役在任年数

2年（本株主総会終結時）

当行株式所有数

普通株式 2,400株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年 4 月	当行入行	2020年 4 月	当行執行役員営業企画部長委嘱
2006年 9 月	当行人事部主任業務役	2022年 6 月	当行上席執行役員本店営業部長委嘱
2010年 9 月	当行人事部グループ長	2023年 6 月	当行常務取締役本店営業部長委嘱
2013年 5 月	当行久万川橋支店長	2024年 4 月	当行常務取締役
2016年 6 月	当行人事部長		融資統括部担当（現任）
2019年 4 月	当行執行役員人事部長委嘱		

取締役候補者の選任理由

深見英治氏は、人事部において健康経営や女性活躍推進などによる職場環境の整備を通じた組織の持続的発展に尽力するほか、営業店長、営業企画部長を歴任するなど、人事および営業両面での組織活性化に対する広範な経験を有しております。常務取締役就任後も当行のコーポレート・ガバナンス向上に向けて職務・職責を適切に果たしており、その経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるものであります。

これらの要素を踏まえたうえで、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識を備えていること、また社会的信用も十分であることから引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番	5	てらかわともふみ 寺川智文	(1966年1月8日生)	新任	男性	当行株式所有数	普通株式 2,600株
------	---	------------------	--------------	----	----	---------	-------------

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況			
1990年 4 月	当行入行	2020年 4 月	当行経営統括部長
2008年 9 月	当行人事部主任業務役	2021年 6 月	当行執行役員経営統括部長委嘱
2014年 9 月	当行人事部副部長	2023年 6 月	当行上席執行役員経営統括部長委嘱
2016年 9 月	当行ちより街支店長	2024年 4 月	当行上席執行役員人事総務部長委嘱
2019年 4 月	当行経営統括部部付部長		人事総務部担当（現任）

取締役候補者の選任理由

寺川智文氏は、経営統括部において中期経営計画等の策定や高知銀行の将来を見据えた組織改革、新型コロナウイルス禍での危機管理、優先株式による第三者割当増資、公的資金の返済に尽力するなど、施策の企画および経営管理に対する広範な経験を有しております。さらに現在は人事総務部長として、銀行全体の予算管理と併せて、職員一人ひとりの多様な働き方の実現や専門性の向上ならびに人財が活躍する施策の推進を通じた職員のウェルビーイング向上に尽力しており、取締役としての能力、資質が認められること、また社会的信用も十分であることから取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番	6	いしだえみ 石田恵美	(現姓：矢野) (1966年12月5日生)	新任	女性	当行株式所有数	普通株式 0株
------	---	---------------	--------------------------	----	----	---------	---------

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況			
1989年 9 月	中央新光監査法人入社	2006年 6 月	株式会社武蔵野銀行社外監査役
1993年12月	公認会計士登録	2013年 6 月	株式会社武蔵野銀行社外取締役
1995年 4 月	矢野公認会計士事務所パートナー（現任）	2015年 5 月	イオンリテール株式会社社外監査役
	最高裁判所司法研修所司法修習生	2020年 4 月	株式会社東京ドーム社外取締役
1997年 4 月	弁護士登録（東京弁護士会）	2021年 7 月	BACell法律会計事務所代表（現任）
	日比谷見附法律事務所アソシエイト	2022年 6 月	東洋証券株式会社社外取締役（現任）
2000年 4 月	日比谷見附法律事務所パートナー		

社外取締役候補者の選任理由および期待される役割の概要

石田恵美氏は、過去に社外役員となること以外の方法で中堅企業以上の規模の会社経営に直接関与された経験はありませんが、公認会計士および弁護士としての豊富な経験ならびに高い法令遵守の精神を有していることに加え、金融機関や上場企業等での社外取締役ならびに社外監査役を歴任されることで培った幅広い知見を有しております。同氏が有するこれらの専門的知見および経験と女性ならではの視点は、女性活躍に対する多様性確保等への取組みをはじめ、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値向上への助言、提言が期待でき、取締役会の監督機能の強化が期待できるほか、社会的信用も十分であることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。

同氏が選任された場合は、指名報酬委員として当行役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、独立した客観的立場から関与いただく予定であります。

候補者
番号

7

えとう きみひろ
衛藤 公洋

(1962年3月24日生)

新任

男性

社外

独立

当行株式所有数 普通株式 0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年 4 月	日本銀行入行	2013年 4 月	日本銀行金融機構局長
1990年 5 月	イエール大学経済学部修士	2016年 5 月	日本銀行名古屋支店長
2005年 7 月	日本銀行金融市場局参事役	2017年 3 月	日本銀行理事大阪支店長
2008年 7 月	日本銀行高知支店長	2018年 5 月	日本銀行理事（金融システム、発券、一般広報担当）
2010年 6 月	日本銀行総務人事局審議役	2021年 4 月	日本アイ・ビー・エム株式会社特別顧問
2012年 5 月	日本銀行総務人事局長	2025年 4 月	アフラック生命保険株式会社シニアアドバイザー（現任）

社外取締役候補者の選任理由および期待される役割の概要

衛藤公洋氏は、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、日本銀行において金融市場局、高知支店長、金融機構局長、名古屋支店長、大阪支店長などの要職を歴任。現在はアフラック生命保険株式会社シニアアドバイザーを務めており、高知県をはじめとする金融経済情勢ならびに金融機関経営に対する高い知見に加え、他社の要職にて培った幅広い経験を有しております。同氏が有する金融ならびに経営に関する専門的知見および経験は、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値向上への助言、提言が期待でき、取締役会の監督機能の強化が期待できるほか、社会的信用も十分であることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏が選任された場合は、指名報酬委員として当行役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、独立した客観的立場から関与いただく予定であります。

候補者
番号

8

まつ お しんじ
松尾 晋次

(1957年5月23日生)

新任

男性

社外

独立

当行株式所有数 普通株式 0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年10月	高知県庁入庁	2014年 4 月	高知県水産振興部長
2004年 4 月	高知県政策推進担当理事所管政策推進課企画監	2016年 4 月	高知県産業振興推進部長
2007年 4 月	高知県産業技術部知的財産課長	2018年 4 月	公益財団法人高知県総合保健協会常務理事
2008年 4 月	高知県政策企画部地方分権推進課長	2022年 7 月	高知県立文学館長 (公益財団法人高知県文化財団理事)
2009年 4 月	高知県産業振興推進部地域づくり支援課長	2024年 7 月	高知県立高知城歴史博物館次長 (公益財団法人土佐山内記念財団囑託)
2010年 4 月	高知県産業振興推進部地域産業振興監	2024年12月	高知県公安委員（現任）
2012年 4 月	高知県健康政策部副部長		
2013年 4 月	高知県水産振興部副部長（総括）		

社外取締役候補者の選任理由および期待される役割の概要

松尾晋次氏は、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、高知県庁、公益財団法人高知県総合保健協会、高知県立文学館および高知県立高知城歴史博物館における要職の歴任に加え、現在は高知県公安委員の要職にあり、高知県行政における幅広い知見と豊富な経験を有しております。同氏が有する高知県行政に関する専門的知見および経験は、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値向上への助言、提言が期待でき、取締役会の監督機能の強化が期待できるほか、社会的信用も十分であることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏が選任された場合は、指名報酬委員として当行役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、独立した客観的立場から関与いただく予定であります。

取締役候補者に関する特記事項

●取締役候補者に関する事項

- ・各取締役候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。
- ・河合祐子氏は、婚姻により、戸籍の氏を山田姓へ変更いたしました但、旧姓の河合にて業務を行っております。
- ・石田恵美氏は、婚姻により、戸籍の氏を矢野姓へ変更いたしました但、旧姓の石田にて業務を行っております。

●社外取締役にに関する事項

- ・石田恵美、衛藤公洋および松尾晋次の3氏は、社外取締役候補者であります。
- ・石田恵美、衛藤公洋および松尾晋次の3氏は、当行が定める独立性判断基準および金融商品取引所の定める独立役員の要件を満たしており、3氏が原案どおり選任された場合は、3氏を独立役員とする予定であります。

●責任限定契約の内容

- ・石田恵美、衛藤公洋および松尾晋次の3氏が原案どおり選任された場合は、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
- ・当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。
- ・責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。

社外取締役は、本契約締結後、会社法第423条第1項に基づき損害賠償責任を負う場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める額を限度として、損害賠償責任を負担するものであります。

●役員等賠償責任保険契約の内容

- ・当行は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当行の取締役および執行役員を含む被保険者の保険料を全額当行が負担しております。
- ・当該保険契約により被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補するものであり、1年毎に契約を更新しております。なお、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由を設けることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。
- ・各候補者が原案どおり選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容にて更新する予定であります。

以 上

〈ご参考〉独立性判断基準

当行における独立役員の判断基準は、現在及び最近（注１）において、以下のいずれの要件にも該当しないこととしております。

- ①当行または当行の子会社において、現在または過去10年間に業務執行取締役又は使用人であった者
- ②当行を主要な取引先（注２）とする者、またはその者が法人である場合はその業務執行者
- ③当行の主要な取引先、またはその者が法人等である場合はその業務執行者
- ④当行から役員報酬以外に多額（注３）の金銭その他財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家等
- ⑤当行を主要な取引先とするコンサルティング会社、会計事務所、法律事務所等の社員等
- ⑥当行から多額の寄付等を受ける者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者
- ⑦当行の主要株主（注４）、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者
- ⑧次に掲げる者の二親等以内の近親者
 - ア．上記①～⑦に該当する者
 - イ．当行または当行の子会社の取締役、監査役及び重要な使用人等

（注１）最近とは、実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、当該独立役員を社外取締役または社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。

（注２）主要な取引先とは、直近事業年度の支払額または受取額が売上高（当行の場合は連結経常収益）の２％以上

（注３）多額とは、過去３年間平均で年間1,000万円以上

（注４）主要株主とは、議決権の10％以上を保有する株主

〈ご参考〉スキル・マトリックス

第2号議案が原案どおり承認可決された場合における、取締役および監査役が有するスキルや経験等は以下のとおりであります。

なお、以下のスキルは、すべての専門性・経験・知見を表すものではありません。

〈〈社内取締役・社内監査役〉〉

氏名	地位	スキル区分						
		企業経営 経営戦略	リスク管理	財務会計	企業審査・支援	市場運用	営業	デジタル IT戦略
海 治 勝 彦	取締役 会長	○	○	○	○		○	○
河 合 祐 子	取締役 頭取	○	○	○	○	○	○	○
吉 村 卓 浩	常務 取締役	○	○	○			○	○
深 見 英 治	常務 取締役	○			○		○	
寺 川 智 文	常務 取締役	○	○	○			○	
荻 谷 正 人	監査役		○	○	○		○	

〈〈社外取締役・社外監査役〉〉

氏名	地位	スキル区分				
		企業経営	企業法務	リスク管理	財務会計	地域行政・経済
石 田 恵 美	取締役		○	○	○	
衛 藤 公 洋	取締役	○		○		○
松 尾 晋 次	取締役	○				○
山 田 浩	監査役			○		○
梅 田 昭 彦	監査役	○			○	

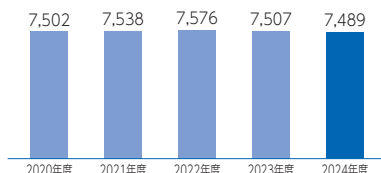
〈ご参考〉業績報告サマリー

業績ハイライト

貸出金残高

7,489億円 前期末比▲18億円

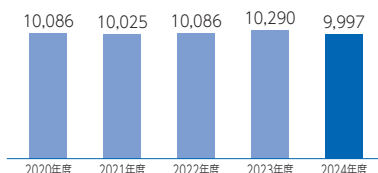
(単位：億円)



預金残高

9,997億円 前期末比▲292億円

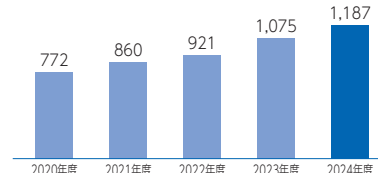
(単位：億円)



預り資産残高

1,187億円 前期末比+112億円

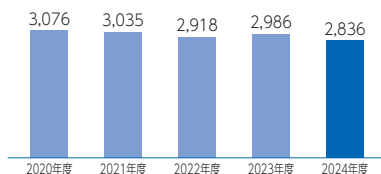
(単位：億円)



有価証券残高

2,836億円 前期末比▲150億円

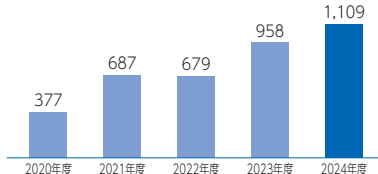
(単位：億円)



役務取引等利益

11億9百万円 前期末比+1億51百万円

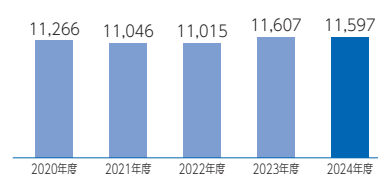
(単位：百万円)



経費

115億97百万円 前期末比▲10百万円

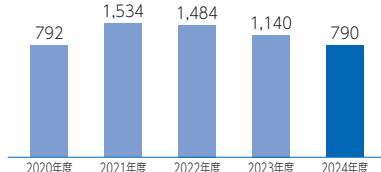
(単位：百万円)



当期純利益

7億90百万円 前期末比▲3億50百万円

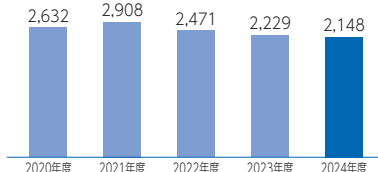
(単位：百万円)



コア業務純益

21億48百万円 前期末比▲81百万円

(単位：百万円)



自己資本比率

8.82% 前期末比+0.51%

(単位：%)



最新の決算情報に
ついてはこちら

<https://www.kochi-bank.co.jp/disclosure/kessann/>



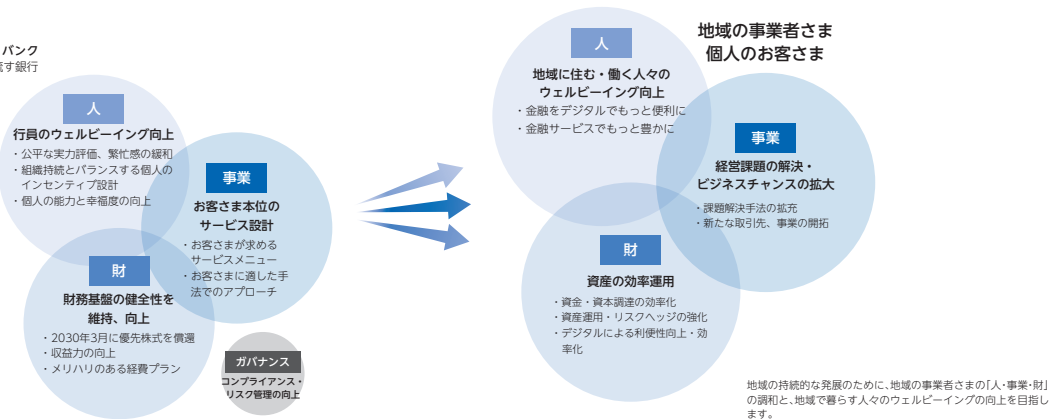
〈ご参考〉中期経営計画 2024-2026年度

2024年度から2029年度を『地域とこうぎんの「みらい」』の計画期間とし、当初の3年間を第Ⅰ期「展望の共有」、次の3年間を第Ⅱ期「共に実現」の計画フェーズとして、ステークホルダーからの期待に応えるべく、経営スタイルの変革をより一層進めてまいります。

コンセプト

高知銀行

ベスト・リージョナル・コラボレーション・バンク
地域の発展のために、地域と共に最も汗を流す銀行



計画数値 (KGI)

	前計画	計画 (第Ⅰ期)				計画 (第Ⅱ期)
	2023年度実績	2024年度計画	2024年度実績	2025年度計画	2026年度計画	2029年度計画
総預金平均残高 (億円)	10,272	10,600	10,313	10,900	11,100	11,300
貸出金平均残高 (億円)	7,328	7,500	7,336	7,600	7,650	7,800
有価証券平均残高 (億円)	2,968	3,100	3,115	3,300	3,500	3,500
コア業務純益 (投信解約損益を除く) (百万円)	1,631	1,810	2,088	2,500	3,800	5,000
当期純利益 (百万円)	1,140	720	790	1,190	2,090	2,900
顧客向けサービス業務利益* (百万円)	▲1,068	▲1,080	▲1,074	▲760	10	800
OHR (コア業務粗利益ベース) (%)	83.8	86.4	84.3	82.8	75.9	69.5
自己資本比率 (%)	8.3	8.7	8.8	8.6	8.7	8.0
ROE (当期純利益/株主資本) (%)	2.1	1.3	1.4	2.1	3.7	5.0

* 顧客向けサービス業務利益＝貸出残高×預貸金利回り差＋役務取引等利益－営業経費

2024年度におけるKGIは、実質と信費用が減少し役務取引等利益が増加したことなどから、収益関係の実績は計画を上回りました。一方、預貸金の平均残高は、貯蓄から投資へ向かう流れの進展と資金需要動向による影響もあって、計画を下回りました。
地域の皆さまに向けたソリューションの提供をより一層充実させるとともに、業績の向上と地域の発展に貢献してまいります。

第145期事業報告（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果等

【当行の主要な事業内容】

当行は本店のほか支店70店舗において、預金業務、貸出業務、為替業務、証券業務、信託代理業務、投資信託窓口販売業務、損害保険窓口販売業務、生命保険窓口販売業務、エレクトロニック・バンキングサービス等、地域に密着した営業活動を展開しているほか、インターネット専用支店を1店舗展開しています。

【金融経済環境】

2024年度（2024年4月1日から2025年3月31日）の日本経済は、個人消費の一部に足踏みがみられたものの、公共投資は底堅く推移し、設備投資も持ち直しの動きが継続しており、全体としては緩やかな回復の動きとなりました。

当行の主要営業基盤である高知県の経済は、住宅投資は弱めの動きが継続し、生産は一部に弱さがみられたものの、設備投資は持ち直しの動きとなりました。また、個人消費は堅調に推移しており、雇用所得環境も改善しつつあり、全体としては緩やかな持ち直しの動きとなりました。

【事業の経過および成果】

こうした経済環境下、当行は全役職員が一致協力して地域に密着した営業活動を展開し、業績の向上と経営体質の改善強化に努めてまいりました。

その結果、預金は個人預金が貯蓄から投資へ向かう流れが進展し、法人預金も設備投資をはじめとした資金需要の高まりなどから期中292億円減少して、期末残高は9,997億円（前期末比2.84%減）となりました。

貸出金は地域中小企業を中心とする事業資金に積極的に取り組んだものの、期中18億円減少して、期末残高は7,489億円（前期末比0.24%減）となりました。

また、有価証券は、期中150億円減少して、期末残高は2,836億円（前期末比5.03%減）となりました。

損益面では、資金利益の減少等により経常利益は前期比5億58百万円減少して10億59百万円（前期比34.53%減）、当期純利益は同3億50百万円減少して7億90百万円（前期比30.72%減）となりました。

【当行が対処すべき課題】

地域経済は、少子高齢化や生産年齢人口の減少等の構造的な課題に直面する一方で、海外における紛争や貿易摩擦などの国際的な事象が地域経済にも影響を及ぼすようになり、グローバルな不確実性が高まる中で、大きな変革の時期を迎えております。

こうした中、国内外の経済動向や金利環境の変化が地域経済や事業者さまに与える影響を的確に捉え、適切な対応を行うことが、当行として重要な課題であると考えております。

当行は、地域の持続的な発展を実現するために、地域の事業者さまの「人・事業・財」の調和と、地域で暮らす人々のウェルビーイングの向上を目指すことが重要な使命であるとの認識のもと、2024年度よりスタートさせた中期経営計画『地域とこうぎんの「みらい」第Ⅰ期：展望の共有』に掲げた「地域のわくわくが集まる新世代ターミナル」の実現に向けて、地域と共に持続的な成長を目指す施策をブラッシュアップしながら展開しております。具体的には、長年地域に根差して活動してきた当行ならではの独自の目線を活かし、地元の事業者さまや個人のお客さまに対して、これまでなかった新しい「デジタル取引」などの高品質サービスをご提供できるよう努めております。

また、これまでの“face to face”によるきめ細やかな対応を大切にして、「真っ先に相談したい」と思っただけの銀行を目指してまいります。さらに、気候変動問題への積極的な取り組みを通じて、地域金融機関としての責務を果たし、持続可能な地域社会の実現に貢献してまいります。

当行はこれからも、「ベスト・リージョナル・コラボレーション・バンク」として地域の課題解決と「みらい」の創造をサポートし、地域と共に最も汗を流す銀行として持続的な発展を目指してまいります。株主の皆さまにおかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産および損益の状況

(単位：百万円)

		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
預	金	1,002,587	1,008,632	1,029,036	999,797
	定期性預金	455,168	433,308	430,752	412,552
	その他の	547,418	575,323	598,284	587,244
貸	出金	753,831	757,638	750,734	748,907
	個人向け	115,623	117,213	119,256	118,772
	中小企業向け	473,545	475,424	455,042	451,968
	その他の	164,662	165,000	176,435	178,166
商品有価証券		—	—	—	—
有	価証券	303,572	291,804	298,667	283,632
	国債	14,518	6,178	8,930	21,972
	その他の	289,054	285,626	289,736	261,660
総資産		1,200,814	1,174,496	1,131,952	1,142,700
内国為替取扱高		3,389,962	3,304,700	3,381,692	3,481,760
外国為替取扱高		百万ドル 395	百万ドル 362	百万ドル 301	百万ドル 325
経常利益		2,050	2,280	1,617	1,059
当期純利益		1,534	1,484	1,140	790
1株当たり当期純利益		円 銭 133.09	円 銭 127.64	円 銭 100.99	円 銭 66.41

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する当行の株式は1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。（当事業年度89千株。）

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末
使 用 人 数	704人
平 均 年 齢	40才 9月
平 均 勤 続 年 数	17年 2月
平 均 給 与 月 額	400千円

(注) 1. 使用人数には、臨時雇員および嘱託を除いた在籍者数を記載しております。
2. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
3. 平均給与月額は、3月の時間外手当を含む平均給与月額であり、賞与は含んでおりません。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数

	当 年 度 末	
	店	うち出張所
高 知 県	60	(0)
愛 媛 県	5	(0)
徳 島 県	3	(0)
香 川 県	1	(0)
岡 山 県	1	(0)
大 阪 府	1	(0)
東 京 都	1	(0)
合 計	72	(0)

(注) 営業所数には、インターネット専用支店（1カ店）、および店舗内店舗（ランチ・イン・ランチ）を含んでおります。

□ 当年度新設営業所
該当ありません。

ハ 当年度廃止営業所
該当ありません。

(注) 当年度において店舗外現金自動設備を次のとおり3カ所廃止いたしました。

設 置 場 所	所 在 地
サ ン シ ャ イ ン 日 高 出 張 所	高知県高岡郡日高村本郷196番地
四 万 十 シ ョ ッ ピ ン グ ガ ー デ ン 出 張 所	高知県四万十市具同字八反田3193番地1
イ オ ン 高 知 旭 町 店 出 張 所	高知県高知市旭町3-94

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

設 備 投 資 の 総 額	562百万円
---------------	--------

(注) 設備投資の総額には、有形固定資産のほか、無形固定資産を含んでおります。

□ 重要な設備の新設等

1. 新設した設備

該当ありません。

2. 売却した設備

該当ありません。

3. 改修した設備

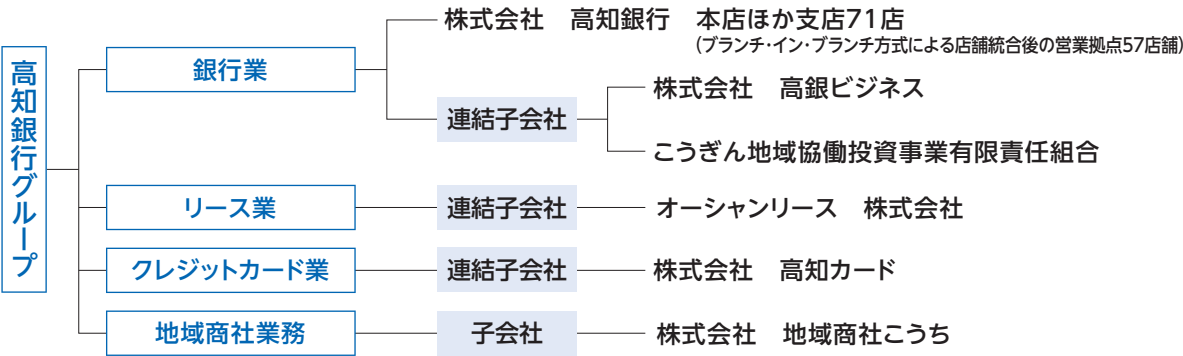
営業所等	所在地	設備の内容	敷地面積 (㎡)	建物延べ面積 (㎡)	価格 (百万円)	完了年月
本 部	高 知 県 高 知 市	内 部 改 修	1,491.68	7,932.81	12	2024年8月
はりまや ITオフィス (旧東支店)	高 知 県 高 知 市	屋上・内部 改 修	776.74	834.84	39	2025年3月

(6) 重要な子会社等の状況

イ 子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
株式会社 高銀ビジネス	高知市本町 三丁目3番4号	現金整理、物品販売、店舗 警備、店舗清掃等の業務	百万円 10	% 100	子会社
オーシャンリース 株式会社	高知市知寄町 一丁目4番30号 YKSちよりビル3F	リース業務	20	45 (―)	子法人
株式会社 高知カード	高知市知寄町 一丁目4番30号 YKSちよりビル2F	クレジットカード業務	20	42.5 (37.5)	子法人
こうぎん地域協働 投資事業 有限責任組合	高知市堺町 2番24号 高知銀行本店内3F	投資業務	600	―	子法人

(注) 1. 上記4社が、連結子会社であります。
2. 「当行が有する子会社等の議決権比率」欄の（ ）内は、間接所有の割合（内書き）であります。



□ 重要な業務提携の概況

1. 第二地銀協地銀36行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
2. 第二地銀協地銀36行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行61行、信用金庫255金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合139組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連552（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
3. 第二地銀協地銀36行の提携により、通信回線を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービスおよび入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
4. ゆうちょ銀行との提携により、CAFIS経由方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金の実施サービスを行っております。また、セブン銀行、ローソン銀行およびコンビニに設置しているイーネットとは、CAFIS経由方式で現金自動設備による現金自動引出し・入金の実施サービスを行っております。
5. 四国島内第二地銀協地銀4行（当行、香川銀行、徳島大正銀行、愛媛銀行）の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金時の利用手数料の無料サービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

記載すべき事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

2. 会社役員（取締役および監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏 名	地 位	担 当	重要な兼職
森 下 勝 彦	(代 表 取 締 役) 取 締 役 会 長	監査部担当	
海 治 勝 彦	(代 表 取 締 役) 取 締 役 頭 取	営業本部担当 営業本部長	
河 合 祐 子 (現 姓 : 山 田)	(代 表 取 締 役) 取 締 役 副 頭 取	ITイノベーション部・ 部店サポート部・ 市場金融部担当	
田 村 忍	常 務 取 締 役	西部地区営業担当	
吉 村 卓 浩	常 務 取 締 役	経営統括部・ コンプライアンス統括部担当	
深 見 英 治	常 務 取 締 役	融資統括部担当	
北 川 展 子 (現 姓 : 永 房)	取 締 役 (社 外 取 締 役)		島田みらい法律事務所弁護士 株式会社ヨンドシーホールディングス 取締役監査等委員 (社外取締役)
井 奥 和 男	取 締 役 (社 外 取 締 役)		社会福祉法人高知県社会福祉協議会会長
近 谷 逸 郎	取 締 役 (社 外 取 締 役)		青陵法律事務所弁護士
山 田 浩	常 勤 監 査 役 (社 外 監 査 役)		
刈 谷 正 人	常 勤 監 査 役		
梅 田 昭 彦	監 査 役 (社 外 監 査 役)		梅田昭彦税理士事務所税理士 公益社団法人日本医業経営コンサルタント 協会副会長

(当事業年度中に退任した役員)

氏 名	退任時の地位	退任日
清 藤 智 彦	監 査 役 (社 外 監 査 役)	2024年6月25日退任 (任期満了)

- (注) 1. 当行の役員は、2025年3月31日現在、取締役9名、監査役3名の計12名であり、そのうち男性は10名、女性は2名（役員のうち女性の比率は16.66%）で構成されております。なお女性の役員は、当行の取締役副頭取および社外取締役であります。
2. 代表取締役河合祐子氏は、婚姻により、戸籍の氏を山田姓へ変更いたしました。旧姓の河合にて業務を行っております。
3. 社外取締役ならびに社外監査役である北川展子、井奥和男、近谷逸郎、山田 浩および梅田昭彦の5氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 社外取締役北川展子氏は、婚姻により、戸籍の氏を永房姓へ変更いたしました。旧姓の北川にて弁護士業務を行っております。
5. 梅田昭彦氏は、2024年6月25日開催の第144期定時株主総会において、監査役に新たに選任され、就任いたしました。
6. 監査役梅田昭彦氏は、税理士としての資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 当事業年度中において、次のとおり取締役の担当の変更がありました。

氏 名	異 動 前	異 動 後	異動年月日
海 治 勝 彦	取締役頭取 人事部担当	取締役頭取 営業本部担当 営業本部長	2024年4月1日
河 合 祐 子	取締役副頭取 事務システム部・市場金融部・ デジタル営業部・経営統括部担当	取締役副頭取 事務システム部・市場金融部・ デジタル営業部担当	2024年4月1日
	取締役副頭取 事務システム部・市場金融部・ デジタル営業部担当	取締役副頭取 ITイノベーション部・部店サポート部・ 市場金融部担当	2024年9月1日
田 村 忍	常務取締役 融資統括部・総務部・ コンプライアンス統括部担当 総務部長	常務取締役 西部地区営業担当	2024年4月1日
吉 村 卓 浩	常務取締役 営業本部担当 営業本部長	常務取締役 コンプライアンス統括部・経営統括部担当	2024年4月1日
深 見 英 治	常務取締役 本店営業部長	常務取締役 融資統括部担当	2024年4月1日

事業報告

(ご参考)

当行は執行役員制度を採用しております。執行役員の氏名、地位および担当は以下のとおりであります。
(2025年3月31日現在)

氏 名				地 位	担 当
寺	川	智	文	上 席 執 行 役 員	人事総務部長
戸	梶	由	博	上 席 執 行 役 員	営業本部副本部長
伊	東	章	雄	執 行 役 員	融資統括部長
川	渕		孝	執 行 役 員	コンプライアンス統括部長
宮	地	憲	一	執 行 役 員	本店営業部長

2025年6月25日付の執行役員の体制は以下を予定しております。
(2025年6月25日予定)

氏 名				地 位	担 当
川	渕		孝	執 行 役 員	本店営業部長兼東支店長兼 地区担当部長（本店営業部担当）
宮	地	憲	一	執 行 役 員	地区担当部長（高知県西部地区担当）
野	島	隆	志	執 行 役 員	地区担当部長（高知県東部地区担当）
野	崎	博	通	執 行 役 員	地区担当部長（高知市内地区担当）
門	田		基	執 行 役 員	みらいサポート部長兼 よさこいおきやく支店長
植	田	伸	一	執 行 役 員	経営統括部長
森	岡		寛	執 行 役 員	市場金融部長
野	坂	信	理	執 行 役 員	人事総務部長

(2) 責任限定契約

氏 名				責任限定契約の内容の概要
北	川	展	子	当行は、社外取締役および社外監査役との間で、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。
井	奥	和	男	
近	谷	逸	郎	
山	田		浩	
梅	田	昭	彦	

(3) 補償契約

補償契約は、締結しておりません。

(4) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲				役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当	行	取	締	当行は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当行が負担しております。 当該保険契約により被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補するものであり、1年毎に契約を更新しております。 なお、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由を設けることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。
当	行	監	査	
当	行	執	行	

(5) 会社役員に対する報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分		人 数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
				基本報酬	業績連動報酬等	退職慰労金
取締役	社内取締役	6名	128百万円	117百万円	11百万円	－
	社外取締役	3名	14百万円	14百万円	－	－
	合 計	9名	142百万円	131百万円	11百万円	－
監査役	社内監査役	1名	13百万円	13百万円	－	－
	社外監査役	3名	20百万円	20百万円	－	－
	合 計	4名	33百万円	33百万円	－	－

- (注) 1. 「人数」には、2024年6月25日開催の第144期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
2. 業績連動報酬等は、株式報酬に係る費用計上額であります。
3. 2008年6月26日開催の第128期定時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給を決議しており、現任の取締役1名に対する支給予定額は7,300千円であります。
- なお、打ち切り支給の時期につきましては、当該役員退任以降とすることを予定しております。

② 業績連動報酬等に関する事項

当行は、業績連動報酬として業績連動型株式報酬制度を導入しております。

業績連動型株式報酬はポイント制としており、制度対象者に付与されるポイントは、役位に応じて付与される「役位別ポイント」80％と評価対象期間における業績指標の目標達成率に応じて付与される「業績連動ポイント」20％で構成しております。ポイントは年度毎に付与され、原則として退任時に付与されたポイントの累積数に相当する当行の普通株式が交付されます。

業績指標につきましては、事業年度毎に業績向上への貢献意欲を高め当行の企業価値向上につなげていくことを目的に、主要指標の一つである当期純利益を採用しております。「業績連動ポイント」は目標達成率に応じて支給率0.60～1.00の範囲としており、ポイントの付与については指名報酬委員会の審議を経たうえで取締役会にて決定しております。

なお、当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標は、当期純利益720百万円であり、実績は790百万円でありました。

③ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

役員 区分	報酬等の種類	報酬等の総額	株主総会決議日	決議された株主総会 終結時点の人数
取 締 役	金銭報酬	年額132百万円以内	2008年6月26日 第128期定時株主総会	7名 (うち社外取締役0名)
社内取締役	業績連動型株式報酬	当初4年間は72百万円以内 以後延長時は3年間54百万円以内	2017年6月27日 第137期定時株主総会	6名
監 査 役	金銭報酬	年額54百万円以内	2008年6月26日 第128期定時株主総会	5名

(注) 1. 業績連動型株式報酬は、2024年11月12日開催の取締役会決議により、期間を延長しております。
2. 株式報酬型ストック・オプションは廃止しており、新規に新株予約権の付与は行っておりません。

④ 役員報酬等の内容の決定に関する方針

当行は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方針および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当行取締役の報酬は、役位毎の責任の重さに応じた基本報酬と、当行の中長期的な企業価値向上に向けた意識強化を目的とする業績連動型株式報酬により構成されており、業績への責任に鑑み、役位が高いほど、報酬全体に占める業績連動型株式報酬の割合を高くすることとしております。

基本報酬および業績連動型株式報酬の決定におきましては、当行の業績を踏まえて、指名報酬委員会に諮問のうえ、取締役会で決定することとしております。

なお、社外取締役および監査役の報酬については、中立性と独立性の観点から基本報酬のみとしております。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

記載すべき事項はありません。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

他の法人等との重要な兼職の状況につきましては、「2. 会社役員（取締役および監査役）に関する事項（1）会社役員の状況」に記載のとおりであります。なお、当行と当該他の法人等との間には、開示すべき関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会および監査役会への出席状況	取締役会および監査役会における発言その他の活動状況
取締役 北 川 展 子	9年9カ月	○当期開催の取締役会 17回すべてに出席	取締役会および指名報酬委員会の議案・審議等において、主に弁護士としての知見に基づき、専門的な立場から監督・助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適切性を確保するための役割を果たしております。 また、指名報酬委員会の委員長として、独立した立場から役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役 井 奥 和 男	5年9カ月	○当期開催の取締役会 17回すべてに出席	取締役会および指名報酬委員会の議案・審議等において、主に高知県の行政分野にて培われた豊富な知識と経験に基づき、専門的な立場から監督・助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適切性を確保するための役割を果たしております。 また、指名報酬委員会の委員として、独立した立場から役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役 近 谷 逸 郎	3年9カ月	○当期開催の取締役会 17回すべてに出席	取締役会および指名報酬委員会の議案・審議等において、主に金融機関にて培われた豊富な知識と経験、法律に関する専門的知識に基づき、意思決定の妥当性・適切性を確保するための役割を果たしております。 また、指名報酬委員会の委員として、独立した立場から役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
監査役 山 田 浩	8年9カ月	○当期開催の取締役会 17回すべてに出席 ○当期開催の監査役会 16回すべてに出席	議案・審議等において、主に財務行政にて培われた豊富な知識と経験に基づき、取締役会、監査役会および指名報酬委員会の意思決定の妥当性・適切性を確保するための監督・助言等を行っております。 また、指名報酬委員会の委員として、独立した立場から役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

氏 名	在任期間	取締役会および監査役会への出席状況	取締役会および監査役会における発言その他の活動状況
監査役 梅 田 昭 彦	0 年 9 カ月	○就任以降開催の取締役会 13回すべてに出席 ○就任以降開催の監査役会 10回すべてに出席	議案・審議等において、主に税理士としての専門的知見に基づき、取締役会、監査役会および指名報酬委員会の意思決定の妥当性・適切性を確保するための監督・助言等を行っております。 また、指名報酬委員会の委員として、独立した立場から役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

(注) 1. 上記取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当行定款第21条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議を1回行っております。

2. 監査役梅田昭彦氏は、2024年6月25日開催の第144期定時株主総会において、新たに選任され就任いたしましたので、2024年6月25日以降に開催された取締役会または監査役会への出席状況を記載しており、開催回数が他の社外役員と異なっております。なお、書面決議は行っておりません。

(3) 社外役員に対する報酬等

社外役員に対する報酬等につきましては、「2. 会社役員（取締役および監査役）に関する事項

(5) 会社役員に対する報酬等① 当事業年度に係る報酬等の総額等」に記載のとおりであります。

(4) 社外役員の意見

記載すべき事項はありません。

4. 当行の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数

普通株式	40,900千株
第2種優先株式	1,000千株

(2) 発行済株式の総数

普通株式	10,244千株
(自己株式78,257株含む)	
第2種優先株式	680千株

(3) 株主数

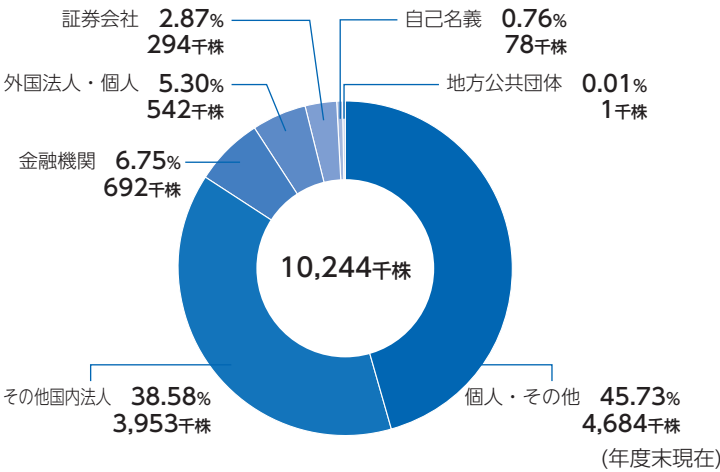
普通株式	6,150名
第2種優先株式	27名

(4) 大株主

① 普通株式（上位10名）

株式分布状況（普通株式）

■所有者別分布



株主の氏名または名称	当行への出資状況	
	持株数（千株）	持株比率（%）
技 研 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	1,343	13.21
高 知 銀 行 持 株 会	465	4.57
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ）	321	3.16
日 色 隆 善	230	2.26
四 国 総 合 信 用 株 式 会 社	206	2.02
株 式 会 社 技 研 製 作 所	169	1.66
株 式 会 社 ヨ ン キ ュ ウ	158	1.55
寺 澤 佳 代	103	1.01
株 式 会 社 豊 和 銀 行	102	1.00
損 害 保 険 ジ ャ パ ン 株 式 会 社	95	0.93

(注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式（78,257株）を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 当行は業績連動型株式報酬制度を導入しており、株式会社日本カストディ銀行（信託口）（以下「カストディ信託口」といいます。）が当行株式89千株を取得しております。
なお、カストディ信託口が所有する当行株式については、自己株式に含めておりません。

② 第2種優先株式（上位11名）

（年度末現在）

株主の氏名または名称	当行への出資状況	
	持株数（千株）	持株比率（％）
株 式 会 社 愛 媛 銀 行	50	7.35
株 式 会 社 香 川 銀 行	50	7.35
株 式 会 社 高 知 丸 高	50	7.35
グ イ コ ー 通 産 株 式 会 社	50	7.35
株 式 会 社 徳 島 大 正 銀 行	50	7.35
株 式 会 社 ヨ ン キ ュ ウ	50	7.35
株 式 会 社 エ ス ・ ケ ー ・ ケ ー	30	4.41
株 式 会 社 技 研 製 作 所	30	4.41
北 村 商 事 株 式 会 社	30	4.41
株 式 会 社 大 東 銀 行	30	4.41
株 式 会 社 轟 組	30	4.41

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(5) 役員への交付株式

当事業年度中に交付した株式はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名または名称	当該事業年度に係る報酬等	そ の 他
有限責任 あずさ 監 査 法 人 指定有限責任社員 業務執行社員 神 田 正 史 指定有限責任社員 業務執行社員 西 芳 範	6,250万円	(報酬等について監査役会が同意した理由) 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、報酬の前提となる見積りの算出根拠及び会計監査人の職務遂行状況等について確認し審議した結果、本報酬額は適正な監査を実施するために妥当な水準であると判断し、会計監査人の報酬等について同意いたしました。

- (注) 1. 当行および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 6,450万円
 2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る監査報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(2) 責任限定契約

責任限定契約は、締結しておりません。

(3) 補償契約

補償契約は、締結しておりません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の監査の適切性について、監査品質や独立性等から毎年総合的に評価し、必要があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

記載すべき事項はありません。

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

[illegible]

第145期 (2024年4月1日から2025年3月31日まで) 損益計算書 (単位：百万円)

科 目										金 額	
経常収入	益	13,699								17,841	
貸出金	利息	9,875									
有価証券	配当	3,685									
預金の	利息	129									
その他の	受取	9									
役務の取引	等	2,324									
受入	替	529									
その	手	1,795									
外国	業務	726									
債権	収益	683									
金融	償還	32									
の	商品	10									
償却	収益	1,090									
株式	立	56									
の	却	896									
常	用	137									
経常費用										16,781	
預金	利息	717									
譲渡	利	650									
一	息	19									
債券	利	5									
借入	息	0									
の	息	41									
その他の	利	0									
役務の取引	費用	1,215									
支払	手数料	49									
その	費用	1,165									
外国	費用	2,493									
債権	買	357									
の	却	628									
営業	損	1,507									
の	損	11,582									
貸倒	費用	773									
株式	入	306									
式の	却	39									
の	却	78									
常	却	102									
引当	費用	64									
金	用	182									
の											
信託											
経											
常											
利											
損											
資産											
処											
分											
損失											
8											
30											
税法											
引											
人											
税											
人											
期											
純											
等											
利											
益											
計											
算											
当											

第145期末 (2025年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	95,757	預 金	998,737
金 銭 の 信 託	1,003	譲 渡 性 預 金	32,900
有 価 証 券	283,915	借 用 金	54,464
貸 出 金	745,537	外 国 為 替	2
外 国 為 替	705	そ の 他 負 債	9,187
リース債権及びリース投資資産	6,630	賞 与 引 当 金	417
そ の 他 資 産	11,656	退 職 給 付 に 係 る 負 債	30
有 形 固 定 資 産	15,669	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	91
建 物	5,053	株 式 報 酬 引 当 金	61
土 地	9,656	繰 延 税 金 負 債	135
建 設 仮 勘 定	2	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,512
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	956	支 払 承 諾	1,794
無 形 固 定 資 産	713	負 債 の 部 合 計	1,099,333
ソ フ ト ウ ェ ア	536	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	133	資 本 金	15,444
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	42	資 本 剰 余 金	10,307
退 職 給 付 に 係 る 資 産	656	利 益 剰 余 金	30,566
繰 延 税 金 資 産	1,698	自 己 株 式	△206
支 払 承 諾 見 返	1,794	【株 主 資 本 合 計】	56,111
貸 倒 引 当 金	△12,245	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△8,459
資 産 の 部 合 計	1,153,492	土 地 再 評 価 差 額 金	3,134
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△112
		【そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計】	△5,437
		新 株 予 約 権	28
		非 支 配 株 主 持 分	3,456
		純 資 産 の 部 合 計	54,158
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,153,492

第145期
(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

連結損益計算書
(単位：百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		23,479
資 金 運 用 収 益	13,713	
貸 出 金 利 息	9,863	
有 価 証 券 利 息 配 当 金	3,709	
預 け 金 利 息	130	
そ の 他 の 受 入 利 息	9	
役 務 取 引 等 収 益	2,652	
そ の 他 業 務 収 益	6,003	
そ の 他 経 常 収 益	1,110	
償 却 債 権 取 立 益	56	
そ の 他 の 経 常 収 益	1,054	
経 常 費 用		22,254
資 金 調 達 費 用	736	
預 金 利 息	650	
譲 渡 性 預 金 利 息	19	
コールマネー利息及び売渡手形利息	5	
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	0	
借 用 金 利 息	61	
役 務 取 引 等 費 用	1,407	
そ の 他 業 務 費 用	7,353	
営 業 経 費 用	11,870	
そ の 他 経 常 費 用	887	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	268	
そ の 他 の 経 常 費 用	618	
経 常 利 益		1,224
特 別 損 失		38
固 定 資 産 処 分 損	8	
減 損 損	30	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,186
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	68	
法 人 税 等 調 整 額	190	
法 人 税 等 合 計		259
当 期 純 利 益		927
非支配株主に帰属する当期純利益		66
親会社株主に帰属する当期純利益		860

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

株式会社高知銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 神 田 正 史
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西 芳 範
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社高知銀行の2024年4月1日から2025年3月31日までの第145期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

株式会社高知銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 神 田 正 史
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西 芳 範
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社高知銀行の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社高知銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業の前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第145期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な稟議書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び職員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月21日

株式会社高知銀行 監査役会

常勤監査役 山 田 浩 ⑩

常勤監査役 苅 谷 正 人 ⑩

監 査 役 梅 田 昭 彦 ⑩

(注) 監査役山田浩及び監査役梅田昭彦は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

〈ご参考〉コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当行は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方、運営方針を「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」に定めております。

なお、本基本方針は当行ホームページで公表しております。

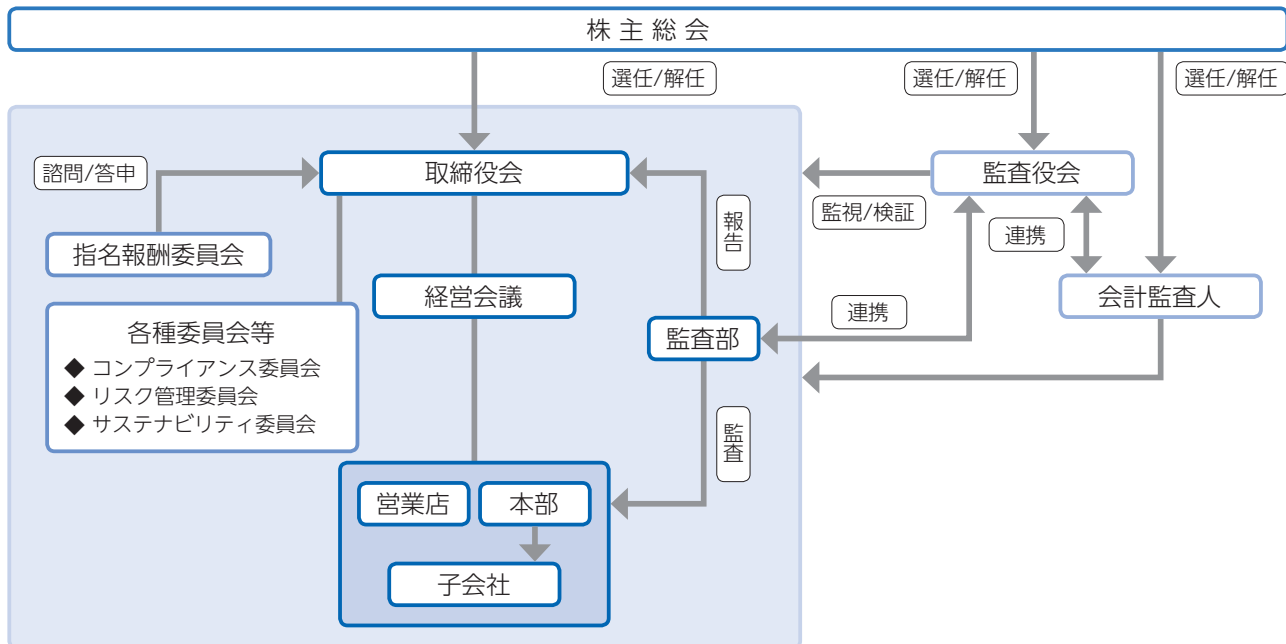
<https://www.kochi-bank.co.jp/about/corporate-governance/index.html>



<<コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方>>

- ・株主、お客さま、地域社会、職員等ステークホルダーの利益を考慮し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、経営の意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、迅速かつ果断な意思決定を行う適切なコーポレート・ガバナンス態勢を構築いたします。
- ・地域のお客さまに安心して取引いただけるよう、地域金融機関としての社会的責任と公共的使命を十分認識し、コンプライアンスを重視する企業風土の醸成に努めます。
- ・取締役会による業務執行の監督機能を一層充実させるため、社外取締役が役割を発揮するための態勢づくりに不断に取り組みます。

<<コーポレート・ガバナンス体制図>>



<<取締役会の実効性の評価結果の概要>>

当行は、2024年度の実効性評価として、取締役および監査役全員を対象にアンケート調査（設問数：43問）を実施し、その集計結果を基に取締役会の実効性を評価しております。この評価においては、各取締役及び各監査役による回答を基に、社外役員が中心となって分析・評価を行っております。その結果、次のような観点から、当行の取締役会は実効性が確保されているものと評価しております。

- ・取締役会は、社外取締役3名を含む体制を整え、バランスと多様性を確保しております。各取締役がそれぞれの専門知見に基づき、専門的な意見提言を行うとともに、客観的な視点から経営の監督機能を果たしております。また、事前の意見交換会など社外役員への情報提供機会を増やす取り組みを進めており、これにより取締役会での議論の一層の充実を図っております。
- ・取締役会では、適切な審議が行われており、前回の取締役会評価で課題とされた資料の内容やボリュームについても改善が進んでいることを確認しております。これにより、取締役会での議論の質が向上しているものと評価しております。今後は、より核心的で充実した議論を実現するため、論点整理のさらなる向上を図るとともに、関係資料の早期提供を通じて情報へのアクセスを改善し、取締役会の運営や環境整備に継続的に取り組んでまいります。
- ・取締役会で審議すべき地域社会と当行の持続可能な価値創出に資する重要課題として、グループ経営の視点を踏まえ、職員の能力開発やエンゲージメント向上を通じて組織の活性化を図る人的資本を活用した経営や、中期経営計画に掲げる施策モニタリングを通じたコントロール手法の改善などについて議論を深めてまいりました。引き続き、重要課題の解決に向けてPDCAサイクルを機能させながら取り組んでまいります。

取締役会の構成（2025年3月31日現在）

取締役会の議長：海治 勝彦（代表取締役）

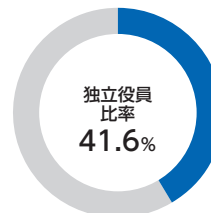
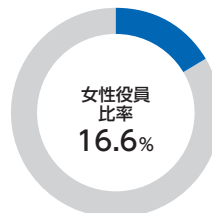
取締役の人数：9名

監査役の人数：3名

女性役員：河合 祐子、北川 展子

独立社外取締役：北川 展子、井奥 和男、近谷 逸郎

独立社外監査役：山田 浩、梅田 昭彦



<<独立した指名委員会・報酬委員会の設置による独立社外取締役の適切な関与・助言>>

取締役等候補者の指名及び取締役等の報酬に関する手続きの公正性、透明性、客観性を確保するため、取締役会の諮問機関として指名報酬委員会を設置しております。

指名報酬委員会は、取締役等の候補者の指名及び報酬等に関する手続きの公正性、透明性、客観性を確保することや、将来の経営陣の育成を含めた後継者計画を検討することを目的としており、毎年1回以上開催することとしております。

2024年度には委員会を7回開催し、取締役の選任、役付き取締役の選定、代表取締役頭取の選任（同候補者との面談含む）、執行役員の選任、取締役の報酬額配分、株式報酬制度におけるポイント付与などを審議しました。

委員会の構成（2025年3月31日現在）

社内取締役：海治 勝彦（代表取締役）

社外取締役：北川 展子（委員長）、井奥 和男、近谷 逸郎

社外監査役：山田 浩、梅田 昭彦

<<政策保有株式の保有方針および議決権行使基準>>

(1) 上場株式の政策保有に関する方針

地域金融機関として、当行および投資先企業双方の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目的に、投資先企業との連携関係の維持・拡大、地域貢献や資本コスト等の経済合理性などを踏まえて保有意義を判断し、その保有意義が認められる場合を除き、保有しないことを基本方針とします。

(2) 政策投資株式の保有意義検証

政策保有株式の保有意義検証は、取締役会にて保有目的に応じた便益や投資先の財務・業績等のリスク等が資本コストに見合っているか、将来の見通し等も踏まえて、投資先ごとに保有意義の妥当性を検討しました。

引き続き、政策保有の目的に照らし保有意義が薄れた株式については、配当利回りや株価の状況等の経済合理性を踏まえて適宜売却等を検討します。

(3) 政策保有株式の議決権行使基準

議決権行使にあたっては、投資先企業の中長期的な企業価値向上の観点を重視し、個別に議案への賛否を判断します。

特に以下の議案については、十分な検証を行い賛否の適切性を確保します。

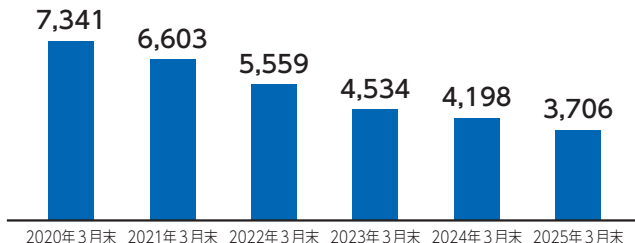
- ・法令違反や反社会的行為などの不祥事が発生した企業の議案
- ・取締役の解任、支配権の変動、組織改変などにより株式価値が大幅に変動することが予想される議案
- ・前事業年度決算において赤字を計上するなど、業績が著しく悪化している企業の議案
- ・同意なき買収への対抗措置など、株式価値の潜在的な変動要因等を発生させる議案等

○純投資目的以外で当行が保有する銘柄数の推移

	2020年 3月末	2021年 3月末	2022年 3月末	2023年 3月末	2024年 3月末	2025年 3月末
保有株式銘柄数	70	66	64	63	62	60
うち上場株式	24	19	17	16	15	13
うち非上場株式	46	47	47	47	47	47

○純投資目的以外で当行が保有する株式（単体）の貸借対照表計上額

(単位：百万円)



<<株主との建設的な対話に関する方針>>

以下の方針に基づいて、株主との対話に前向きに取り組んでおります。

- ・株主との対話においては、当行の健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る観点から、建設的な対話が実現できるよう合理的な範囲で前向きに対応します。
- ・当行の経営戦略や事業環境等を株主に十分理解していただくため、株主総会や個別面談以外に、決算説明会や当行ホームページによる情報開示を実施します。
- ・株主との対話において把握された意見等は、担当部から適宜・適切に経営陣に報告します。
- ・担当部は関係部や外部専門家等と連携し、専門的知見に基づく意見交換を定期的を実施して株主との対話の充実に努めます。
- ・株主との対話に際しては、インサイダー取引の未然防止に関する法令や行内規程に従い、情報管理を徹底します。

<<資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応>>

○資本効率の追求

2024年度末における当行のPBRは1倍を下回っており、PBRの向上に資するROEの改善が重要課題であると認識しております。2024年度末のCAPM方式で算出した資本コスト7.8%程度に対してROEは1.4%となっており、中期経営計画のコンセプト（人、事業、財のバランス）に基づき、適切なリスクコントロールを前提とした収益力の向上、および成長投資によって持続的な成長を図り、中長期的に（概ね10年程度で）資本コストを上回るROE水準の達成を目指してまいります。

※指標はいずれも単体（ROE：当期純利益÷株主資本）

ROE

=

ROE向上

当期純利益

純資産

=

RORA改善

当期純利益

RWA

×

財務レバレッジの水準適正化

RWA

純資産

財務目標		構成要素	活動内容	2024年度の実績	戦略
ROE向上	RORA改善	当期純利益	収益力の強化	イノベーション推進室や資産運用センターを設置し、お客さま向けICT導入支援やより高度な金融商品コンサルティング体制を構築	成長戦略
			経費コントロール	ミドルオフィスセンター等設置による営業店事務の本部集中化を拡大本部定型事務をRPA化により削減	構造改革
	財務レバレッジの水準適正化	RWA	RWAコントロール	ソリューションメニュー管理のDX化を決定 スマホアプリの機能を拡充	
		純資産	株主還元	第2種優先株式の償還後において8%程度の自己資本比率確保を前提として、株主還元に取り組む	資本戦略
			余剰資本による収益力強化	政策金利の上昇を見据え、有価証券ポートフォリオを見直すとともにALM管理の高度化に向けて取組実施	

<<サステナビリティについての取組み等>>

(1) サステナビリティについて

当行は、多様なステークホルダーと協働することや気候変動問題への適切な対応により、地域の持続可能性を高めていくことが重要な経営課題（マテリアリティ）の一つであると認識しており、SDGs宣言を制定するとともに、TCFD提言への賛同を表明しております。

(2) サステナビリティ委員会

サステナビリティ委員会は、持続可能な地域社会の形成に資する事業活動を審議することを目的に、取締役会の下部組織として設定し、委員長は頭取が務めるほか、経営統括部担当取締役、関係部の部長で構成しております。

(3) 人的資本への投資について

当行が中長期的に企業価値の向上を図るためには、人財育成が重要課題の一つであると認識しております。中期経営計画においても、「人財は重要な経営資源であり、育成していくべき財産である」という人的資本経営の考え方にに基づき、行員一人ひとりが成長を実感できるよう評価制度を見直すとともに、当行グループ内の知的資源の活性化、働き甲斐のある職場づくりにつながる施策を掲げており、その実現に向け取り組んでまいります。

(4) 多様性の確保

当行は、地域経済の持続的な発展に貢献する地域金融機関として公共性を鑑み安定経営を維持するために、経営の中核人財を登用する際には、当行の経営理念に適う人物像やスキルを重視しており、そこには女性・外国人・キャリア採用者等による区別はございません。採用活動におきましても性別や国籍によることなく実施しており、キャリア採用も通年行っております。

(5) サステナビリティへの取組み（サステナビリティ基本方針・投融資ポリシー）

サステナビリティへの取組みは「SDGsへの取組み」「CSRへの取組み」「TCFD提言に基づく情報開示」を含め、当行ホームページで公表しております。

<https://www.kochi-bank.co.jp/houshin/policy-for-sustainability.html>



こうぎんSDGs宣言

株式会社高知銀行《こうぎん》は、SDGsの達成に貢献するため、以下の活動を通じて共通価値を育み、地域の持続可能性を高めていくことを宣言いたします。



こうぎんSDGs宣言に係る取り組みの状況

(2025年5月現在)



地域が享受する自然の恵みを守るとともに、農林水産業をはじめとするさまざまな産業の活性化に努めます。



イノベーション推進室を設置し、地域の事業者さまの商流をめぐる課題解決に貢献

※DX、脱炭素、土佐酒、事業承継・企業再生の4領域にフォーカス

特定のテーマや業種ごとに専門担当者を配置し、適切なソリューションを提供

地域商社による販路拡大やブランディング活動支援、土佐酒の振興をサポート

ビジネスアドバイザーによる本業支援

「こうぎんSDGs経営支援サービス」による、お取引先のSDGs貢献支援

一部の店舗でロビーの一面を良心市のスペースとして無償提供



環境に配慮した活動を推進するとともに、環境保全につながる皆さまの取り組みをサポートします。



賛同を表明している気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)提言に基づく情報を開示

「サステナビリティ委員会」を取締役会の下部組織として設置

「こうぎん・グリーン・ファンド」の推進

EV・ハイブリッド車やWeb会議システムの活用、ペーパーレス化推進による脱炭素化

生態系保全等、環境配慮型事業の促進に向けたビジネスマッチング

環境配慮型商品・サービスを拡充

地域清掃活動(お遍路ウォーキング、はりまや橋周辺の清掃等)を実施

環境再生に向けた四万十川流域の科学的調査に協力

「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」や「サステナビリティ・リンク・ローン」等の活用



コンサルティング機能を強化し、豊かな暮らしの持続やさらなる発展に向け汗を流します。



資産運用センターを設置し、お客さまの資産形成をサポート

学生への金融経済セミナー等、金融リテラシーの向上に資する対話を促進

地域交流活性化イベントの実施(南支店、こどもサッカー教室など)

高知県と地域見守り活動に関する協定を締結

移動金融車を活用した金融サービス網の維持

「こうぎんSDGs応援私募債」の引受および発行に伴う寄付・寄贈

「ソーシャルボンド」への投資

ビジネスカジュアルを正式導入

女性が活躍する社会づくりをサポートするイベント「5G・IoT デザインガール in 高知」を開催



多種多様なステークホルダーと協働することによって、健全な経営を実現します。



地域と共にわくわくする「みらい」を創る中期経営計画を策定

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を実践(えるぼし認定等)

働きがいのある職場づくり(健康経営優良法人・健康経営宣言・プラチナくるみん等)

多様な見識を持つ社外役員の登用および独立性の確保

取締役会の諮問機関として指名報酬委員会を設置

一般財団法人高銀地域経済振興財団による地域の振興と発展に資する事業を展開

経営理念に基づき策定したサステナビリティ基本方針や投融資ポリシーの遵守

第三者割当による第2種優先株式の発行

パートナーシップ構築宣言を公表

株主総会会場ご案内図



株主総会 会場

本店5階ホール

高知市堺町2番24号
当行本店5階ホール
TEL : 088-822-9311 (代表)



当行本店までの所要時間

JR高知駅より徒歩にて約15分、はりまや橋より徒歩にて約3分。

<お願い>

お車で越しの株主さまは、本店南側の当行専用駐車場をご利用ください。



○お土産およびお茶のご用意はございません。
何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。